

新医第 号（業）
令和5年2月 日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長
堂 前 洋一郎

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

オンライン資格確認については本年4月からの導入が義務付けられておりますが、昨年末に示された経過措置に関する手続き等について、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

顔認証カードリーダーを申し込まれた方で、未だに届かないといったご照会もあるとお聞きしておりますが、メーカーによっては配送が3月になるということがあるようです。そのため、4月以降もオンライン資格確認の対応ができない医療機関が少なからずあると思われませんが、猶予届出書を提出していない場合、療養担当規則に違反することになりますので、4月には間に合わないという先生方におかれては、もれなく猶予届出書を提出していただく必要があります。また、猶予届出書の提出期限は3月末ですが、2月末までにベンダーと契約の締結が完了し、遅くでも9月末までにシステム整備が完了することが条件とされております。

つきましては、ご繁忙のところまことに恐縮に存じますが、貴会会員にご周知いただき、よろしくご対応いただけますよう貴職のご高配をお願いいたします。

なお、猶予届出書は支払基金が運営する「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームにより届出を行うことが基本となりますが、対応が困難な場合には、猶予届出書（紙媒体）を支払基金に送付することで、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に対して行うことができるとされておりますことを申し添えます。

【猶予届出書（紙媒体）送付先】

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 あて